

# 環境関連法規制等の動き 2012年1月

## 1. 法令情報

### 1-1. 水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

＜政令第366号＞(2011.11.28公布)(2012.6.1施行)

7月の環境関連情報「法令情報1」の施行期日が定められました。重複しますが、下記に主な改正概容を引用します。有害物質使用特定施設や構造等については今後環境省令、マニュアル等で定められる予定ですが、既存施設については法施行後30日以内に下記1)の届出(下記2)4)項は3年以内は猶予)等の実施が必要になります。新たな届出対象施設には、現在届出不要の下水道に全量放流している有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設が該当します。正式発行前で変更の可能性があります。準備作業のために必要な場合は、環境省の「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会」で検討中の「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(素案)(第1版)」が下記に公開されていますので、御参照ください。

＜参考＞環境省ホームページ [http://www.env.go.jp/water/chikasui/conf/mizen\\_boushi/com07/mat05.pdf](http://www.env.go.jp/water/chikasui/conf/mizen_boushi/com07/mat05.pdf)

### 水質汚濁防止法の一部を改正する法律 〔法律第71号〕(2011.6.22.公布)(公布後1年以内に施行)

地下水は、都市用水の使用量のうち約25%を占めていますが、工場又は事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認されています。

今回の水質汚濁防止法の改正は、汚染されると回復が困難な地下水汚染の防止を図るため、適用を受ける事業所について、従来の「特定事業所から公共用水域に水を排出する者」、「有害物質使用特定施設から地下に汚水等を含む水を浸透させる者」に加え、新たに前記の排出水や特定地下浸透水がなくても「有害物質使用特定施設を設置する／している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置する／している者」が追加され、下記に示す内容(一部経過措置あり)が制定されました。

- 1) 有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の設置の届出(第5条第3項関係)
- 2) 同上 計画変更命令等(第8条第2項関係)
- 3) 同上 基準順守義務(第12条の4関係)
- 4) 同上 改善命令等(第13条の3関係)
- 5) 同上 定期点検と結果の記録、保存(第14条第5項関係)
- 6) 同上 浄化処置命令(第14条の3関係)
- 7) 同上 報告及び検査(第22条関係)
- 8) 上記4)5)の違反への罰則(第30条及び第33条関係)

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13573>

### 1-2. 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 〔政令第367号〕(2011.11.28公布)(2011.6.1施行)

上記水質汚濁法関連で、下記について制定されました。

- 1) 有害物質貯蔵指定施設は、有害物質を含む液状のものを貯蔵する指定施設とする。(第4条の4関係)
- 2) 有害物質貯蔵指定施設を、報告及び検査の対象施設として追加する。(第8条関係)

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14476>

## 2. 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正に対する政令

＜政令第388号＞(2011.12.9公布、同日施行)

先月の環境関連法情報「一般情報4」が公布されました。「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」締約国会合において暫定措置期限が延長された、代替品が存在しない用途に使用される特定物質(臭化メチル、CFC11等)の暫定措置の期限が、現在の2011.12.31から2014.12.31まで延長されました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14532>

## 2. 一般情報

### 1. Webサイト「事業者のためのCO2削減対策Navi」の公開について (2011. 12. 9環境省)

環境省は、事業者への室効果ガス削減対策や節電対策の情報提供ツールとして、CO2削減ポテンシャル診断事業で得られた情報を元に、題記Webサイトを開設しました。

〈参考〉環境省Webサイト <http://co2-portal.env.go.jp/>

### 2. 2010年度の温室効果ガス排出量（速報値）について (2011. 12. 13 環境省)

温室効果ガスの総排出量は12億5600万トンで、景気回復と猛暑厳冬の影響で昨年度比3.9%増加(京都議定書基準年の総排出量比0.4%減少)しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14564>

### 3. 2010年度の水質汚濁防止法等の施行状況について (2011. 11. 25 環境省)

特定事業場の数は2011. 3. 末現在において約26万7千(前年度より約2千減少)、立入検査[水濁法第22条]は約4万1千件、行政指導が約8千件(前年度と同程度)であり、改善命令[水濁法第13条等]は16件、排水基準違反[水濁法第31条等]は11件でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14482>

### 4. 2010年度の公共用水域水質測定結果について (2011. 11. 25環境省)

人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)については、27項目の環境基準達成率が98.9%(前年度99.1%)でした。生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)については、河川のBODは類型指定水域(2561水域)の環境基準達成率が92.5%(前年度92.3%)、湖沼のCODは類型指定水域(186水域)の環境基準達成率が53.2%(前年度50.0%)、海域のCODは類型指定水域(590水域)の環境基準達成率が78.3%(前年度79.2%)と、前年度と同程度でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14481>

### 5. 2010年度の全国の地盤沈下地域の概況について (2011. 12. 20 環境省)

2cm以上の沈下が確認された地域数は、前年度と同じ6箇所ですが、2cm以上の沈下が確認された面積は5.5km<sup>2</sup>と、前年度の24km<sup>2</sup>から大幅に減少しました。地盤沈下は長期的には減少傾向にありますが、依然として各地で発生しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14600>

### 6. 2010年度のフロン回収・破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量等の集計結果について (2011. 12. 13 環境省)

第一種特定製品(業務用エアコン及び業務用冷蔵・冷凍機器)からのフロン類の回収量は約3895トン(前年度比約294トン増)、フロン類を回収した業務用冷凍空調機器の台数は約116万台(前年度比約0.8万台減)でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14578>

### 7. 「化学物質総合情報提供システム(CHRIP)のデータ更新～ver2011. 11～」について

(2011. 11. 30製品評価技術基盤機構)

毒物及び劇物取締法(2011. 10. 14改正)、水質汚濁防止法(2011. 10. 28改正)、国連番号・分類(第17版、2011年)等を反映し、データが更新されました。

〈参考〉NITE(製品評価技術基盤機構)ホームページ

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/oshirase/html/CHRIPver20111130.html>

以上